

意見書（医師記入）

あかね保育園

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

病名（該当疾患に✓をお願いします）

| | |
|--|-----------------------------|
| | 麻しん（はしか） |
| | インフルエンザ |
| | 風しん |
| | 水痘（水ぼうそう） |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| | 結核 |
| | 咽頭性結膜熱（プール熱） |
| | 流行性角結膜炎（はやり目） |
| | 百日咳 |
| | 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |
| | 急性出血性結膜炎 |
| | 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。

| 病名 | 登園の目安 |
|-------------------------------|---|
| 麻疹（はしか） | 解熱後、3日を経過していること |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること |
| 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹 | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること |
| 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺、の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎（はやり目） | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 特有の咳が消失していること又は、適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等） | 医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である） |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症 | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 伝染性膿痂疹（とびひ） | 病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみでないようにガーゼ等で覆ってあること。また、顔や頭など覆えない部位は、医師により感染のおそれがないと認められていること。 |

※出席停止の日数の数え方について

出席停止期間の算定では、解熱等の現象が見られた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

| | 1日 (火曜日) | 2日 (水曜日) | 3日 (木曜日) | 4日 (金曜日) | 5日 (土曜日) | 6日 (日曜日) | 7日 (月曜日) | |
|---------------|----------------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 発熱日からの 数え方 | 発熱 この日は含まない | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 登園 できる | 発症(発熱後)5日を経過するまで |
| 解熱日からの 数え方 | 発熱 | 発熱 | 解熱 この日は含まない | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 登園 できる | 解熱後3日を経過するまで |

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」と言う時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます。インフルエンザの出席停止の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。